

○津市久居アルスプラザの設置及び管理に関する条例施行規則

平成31年 3月29日規則第21号

津市久居アルスプラザの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市久居アルスプラザの設置及び管理に関する条例（平成30年津市条例第35号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第8条の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、久居アルスプラザ指定管理者指定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第8条第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (3) 国税及び地方税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(休館日)

第3条 久居アルスプラザ（以下「プラザ」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 火曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、当該日後において当該日に最も近い当該休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用時間)

第4条 プラザを使用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第5条 条例第13条第1項の規定によりプラザの使用許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間（以下「申請期間」という。）内に、久居アルスプラザ使用（使用変更）許可申請書（第2号様式。以下「許可申請書」という。）を指定管理者に

提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な事由があると認めるときは、当該申請期間前においても許可申請書を提出することができる。

(1) ときの風ホール、アートのスペース及びギャラリー 使用しようとする日の属する月の12月前の月の初日から当日まで

(2) 展示施設、会議施設その他の活動施設（ギャラリーを除く。） 使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日から当日まで

2 前項の規定にかかわらず、同一の事業により、複数の施設の使用許可を受けようとする場合は、使用許可を受けようとする施設のうち、最初に申請期間の到来する施設に係る許可申請書の提出時において、使用許可を受けようとする全ての施設に係る許可申請書を提出することができる。

(使用許可)

第6条 指定管理者は、前条の規定による申請により使用を許可したときは、久居アルスプラザ使用（使用変更）許可書（第3号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

(使用許可の変更)

第7条 プラザの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第8条 使用者は、プラザの使用許可の取消しを受けようとするときは、久居アルスプラザ使用許可取消届（第4号様式）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(引続使用の制限)

第9条 プラザの施設及び設備器具は、別表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の右欄に定める期間を超えて引き続き使用することができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免申請)

第10条 条例第16条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、久居アルスプラザ利用料金減免申請書（第5号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第11条 条例第17条ただし書の規定による利用料金の還付については、次に定めるところによるものとする。

(1) 条例第17条第1号の規定に該当するときは、既納の利用料金の全額を還付する。

(2) 条例第17条第2号の規定に該当するときは、既納の利用料金に指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める割合を乗じて得た額を還付する。

2 前項に規定する利用料金の還付を受けようとする者は、久居アルスプラザ利用料金還付申請書(第6号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(入場の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

(1) 感染性の疾病のある者

(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者

(3) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第13条 使用者その他プラザを利用する者(以下「使用者等」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(2) 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないこと。

(3) 許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。

(4) 許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

(5) 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。

(6) 他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(7) その他管理上必要な指示に従うこと。

2 使用者は、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 入場人員は、収容定数を超えないこと。

(2) プラザ内外の秩序を保つため、入場者の整理等に必要な人員を配置し、又はこれに対し協力すること。

(3) 入場者に対し、前項に掲げる事項を守らせること。

(届出)

第14条 使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員の立入り)

第15条 指定管理者は、プラザの管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入

らせることができる。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成32年6月6日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 指定管理者の指定その他の必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表（第9条関係）

施設		期間
ときの風ホール		6日
アートスペース	ギャラリーと一体的に使用する場 合	20日
	その他の場合	6日
ギャラリー		20日
エントランスロビー	ギャラリーと一体的に使用する場 合	20日
	その他の場合	3日
ミーティングルーム1及びミーティングルーム2		3日
壁面		20日
屋外ステージ		3日
ミュージックルーム1及び ミュージックルーム2	ギャラリーと一体的に使用する場 合	20日
	その他の場合	3日
バンドルーム		3日
カルチャールーム1	ギャラリーと一体的に使用する場 合	20日
	その他の場合	3日
カルチャールーム2及びカルチャールーム3		3日

アトリエ	ギャラリーと一体的に使用する場 合	20日
	その他の場合	3日
ピアノルーム		3日

第1号様式（第2条関係）
第1号様式（第2条関係）

久居アルスプラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先） 津市長

（〒 ）

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

⑩

電 話

久居アルスプラザに係る指定管理者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 久居アルスプラザの管理に係る事業計画書
- (2) 久居アルスプラザの管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (6) 国税及び地方税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条、第7条関係）
 第2号様式（第5条、第7条関係）

久居アルスプラザ使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（宛先）津市久居アルスプラザ指定管理者

申請者 (〒)
 住 所 名 氏 名 氏 名 氏 名
 団 体 名 氏 名 氏 名
 電 話 番 号 (代表者)

次のとおり久居アルスプラザを 使 用 したいので申請します。
 使用変更

使 用 日 時	年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分 から		
	年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分 まで		
行 事 名			
使 用 目 的			
入 場 予 定 人 員		対 象 者	
使 用 責 任 者			
使 用 す る 施 設	※ 使用する施設を記入してください。 1 施設【 <input type="text"/> 】 2 施設【 <input type="text"/> 】 3 施設【 <input type="text"/> 】 4 施設【 <input type="text"/> 】 5 施設【 <input type="text"/> 】		
使 用 す る 設 備 器 具	有 (<input type="text"/>) 無		
開 場 時 間	年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分		
終 演 (終 了) 時 間	年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分		
冷 暖 房	要 不 要		
持 込 器 具 等		入 場 料 等 の 徴 収	有 (<input type="text"/> 円) 無

※ 次の欄は、記入しないでください。

利 用 料 金	施 設 利 用 料 金	設 備 器 具 利 用 料 金	合 計
	円	円	円
許 可 条 件 等			

第3号様式（第6条—第8条関係）
 第3号様式（第6条—第8条関係）

（表）

久居アルスプラザ使用（使用変更）許可書

年 月 日

（氏 名） 様

津市久居アルスプラザ指定管理者 印

年 月 日付で申請のあった久居アルスプラザの**使用変更**について、次のとおり許可します。

使用日時	年 月 日（ 曜）午 ^前 後 時 分から		
	年 月 日（ 曜）午 ^前 後 時 分まで		
行事名			
使用目的			
入場予定人員		対象者	
使用責任者			
使用する施設	1 施設【		】
	2 施設【		】
	3 施設【		】
	4 施設【		】
	5 施設【		】
使用する設備器具	有（ ） 無		
開場時間	年 月 日（ 曜）午 ^前 後 時 分		
終演(終了)時間	年 月 日（ 曜）午 ^前 後 時 分		
冷暖房	要 不要		
持込器具等		入場料等の徴収	有（ 円）無

※ 使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始の前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 非常時に備えて使用責任者の方は、非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第5号様式（第10条関係）
 第5号様式（第10条関係）

久居アルスプラザ利用料金減免申請書

年 月 日

（宛先）津市久居アルスプラザ指定管理者

申請者 住所氏電 (〒)
団体名 (代表者)
電話 話

次のとおり久居アルスプラザの利用料金の減額免除を受けたいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分 から 年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分 まで
行 事 名	
使 用 目 的	
減免申請の理由	

※ 次の欄は、記入しないでください。

利 用 料 金	減 免 率	減 免 金 額	差 引 利 用 料 金	備 考
円	%	円	円	

